

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
権利擁護と成年後見制度Ⅱ（更生保護制度含む） Advocacy and Adult Guardianship Ⅱ		2年	後期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
2単位	講義	選択	(社会福祉士国家試験受験資格取得必修)	特になし
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
日本国憲法、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、民法Ⅰ、民法Ⅱ等の法律に関する科目				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
権利意識、規範意識を育てるに有効な法に関する科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
山田 昇	本館2F	授業時に説明します。		授業中に指示します
授業の概要				
権利擁護と成年後見制度Ⅰで学んだことを踏まえ、権利擁護活動の実際について理解する。権利侵害が生じた事例を活用し、実践的な支援における制度活用を理解する。また、権利擁護の支援をする社会資源としての関係団体等や活用方法を学ぶ。さらには、更生保護制度について学習し、各種処遇プログラムの導入、高齢者・障害者等の社会復帰・再犯防止施策について理解する。				
授業の目標				
①更生保護制度の概要や制度の担い手・関係機関・団体との連携の必要性を理解し、説明できるようにする。 ②刑務所出所者等総合的就労支援対策、各種処遇プログラムの導入、高齢者・障害者等の社会復帰・再犯防止施策、更生保護のあり方を理解し、説明できるようにする。 ③相談援助活動に必要となる権利擁護・更生保護制度の知識および技術を学び、具体的かつ実践的に理解し、説明できるようにする。				
授業の方法				
テキスト及び視聴覚教材を活用し、講義やアクティブラーニング形式で進める。				
学習の成果（学習成果）				
①権利擁護に係る組織、団体を体系的に理解し、それぞれの役割と特徴を述べることができる。 ②権利擁護活動の実際を具体的に理解し、さまざまな事例に対応できる。 ③相談援助活動において必要となる更生保護制度の概要と刑事司法・少年司法分野の他機関等との連携の在り方について説明できる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス（権利擁護と成年後見制度Ⅱへのいざない、授業の進め方の説明）			
第2回目	権利擁護に係る組織、団体の役割と実際①家庭裁判所、法務局の役割			
第3回目	権利擁護に係る組織、団体の役割と実際②市町村の役割（市町村の申し立て）			
第4回目	権利擁護に係る組織、団体の役割と実際③弁護士、司法書士の役割			
第5回目	権利擁護に係る組織、団体の役割と実際④社会福祉士の活動の実際			
第6回目	権利擁護活動の実際①認知症を有する者への支援（被虐待児・者への対応の実際を含む）			

第7回目	権利擁護活動の実際②消費者被害を受けた者への対応の実際	
第8回目	権利擁護活動の実際③非行少年への対応の実際	
第9回目	権利擁護活動の実際④障害児・者への支援の実際	
第10回目	更生保護制度の概要について（保護観察、生活環境調整、被害者支援）	
第11回目	更生保護制度の担い手について（保護観察官、保護司、更生保護施設）	
第12回目	更生保護制度における関係機関・団体との連携について①	
第13回目	更生保護制度における関係機関・団体との連携について②	
第14回目	医療観察制度の概要について	
第15回目	更生保護における近年の動向と課題	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度	10%	授業への積極的参加を評価する。個人ワークを自主的に行い、明確な課題意識をもって授業に臨むことができる。
レポート	20%	提示するテーマについて自分の言葉で述べる事ができる。最高評価であるSは意欲的に課題に取り組んでおり、着手すべきテーマの趣旨に沿っていて、学習の成果が十分に示されている。
調査報告書		
小テスト	10%	授業において小テストやリアクションペーパーを行う。学びの振り返りができる。求められたテーマについて自分の考えが明確に示されている。
試験	60%	論述、選択記述式の試験を行い評価する。論述は根拠(エビデンス)に基づき自分の言葉で述べられていること。
発表内容（態度含む）		
その他		
教科書と参考図書		
『権利擁護と成年後見制度（新・社会福祉士養成講座）』第4版 中央法規出版 『更生保護制度（新・社会福祉士養成講座）』第3版 中央法規出版		
履修上の留意点・ルール		
社会福祉士国家試験受験資格取得の為の必修科目である。目的意識・課題意識を明確にして授業に臨み、口頭で述べたこともきちんとノートにとること。遅刻・早退・私語・居眠りは厳禁。		